

高齢者を感染から守る宿泊施設への滞在支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）及び公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が都内における新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、高齢者が同居家族から一定期間離れて都内宿泊施設に滞在することに定額の支援をすることにより、高齢者の家庭での感染防止を図る「高齢者を感染から守る宿泊施設への滞在支援事業」（以下「本事業」という。）に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本事業における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「事業者」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に定める「会社」、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2項に定める「特例有限会社」及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第22条又は第163条の規定により成立した法人等又は個人事業主とする。
- (2) 「都内宿泊事業者」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者のうち、東京都内の宿泊施設で営業（下宿営業を除く。風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除く。）を行う事業者とする。
- (3) 「利用者」とは、以下の全ての要件を満たす者とする。
 - ① 都内在住で65歳以上の高齢者であること
 - ② 同居人がいることなお、利用者の介助等の付き添いが必要な場合、都内在住であれば利用可能とする。

(事業実施者等)

第3条 本事業の実施者（以下「事業実施者」という。）は、次条に規定する内容を実施する都内宿泊事業者であり、かつ、当該事業の実施に十分な体制が整っている者であって、知事が別途指定する者とする。

- 2 この要綱に基づく事業実施者は、次の各号に該当しないものとする。
 - (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 法人その他団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下「暴力団員等」という。）に該当する者があるもの。

(事業の内容)

第4条 都及び財団は、以下のとおり利用者である高齢者が同居家族から一定期間離れて都内宿泊施設に滞在することに定額の支援をする。

(1) 実施概要及び実施規模等

都が選定した都内宿泊施設において、実施期間中に利用者である高齢者が同居家族から離れて滞在するための客室を提供する。実施規模は合計12万泊程度とし、宿泊日数等については都が別途定めることとする。

(2) 施設の選定

事業実施者及び対象の宿泊施設の選定に当たっては、公募にて候補事業者を募集し、選定を行う。ただし、緊急時において公募により難しい場合は、その限りではない。

(3) 費用負担

- ・事業実施者は、1日1泊あたり6,000円(税込)以上20,000円(税込)以下の宿泊プランを設定し、利用者に5,000円割引して提供するものとする。
- ・割引額分の1人1泊あたり5,000円を助成する。
- ・「社会と家族を守る宿泊型テレワークによるBCP支援事業」を利用した割引との併用は不可とする。

(5) 利用者の提出書類

利用者は、本事業の利用にあたり、事業実施者に以下の書類を提出するものとする。

① チェックイン時

- ・誓約書(別記第1号様式)

② チェックアウト時

- ・宿泊報告書(別記第2号様式)

(役割分担)

第5条 都は、以下の役割分担により本事業を実施する。

(1) 本事業の企画及び広報

(2) 事業実施者及び対象宿泊施設の選定

2 財団は、以下の役割分担により本事業を実施する。

(1) 実績の確認

(2) 助成金の支出

3 事業実施者は、以下の役割分担により本事業を実施する。

(1) 利用者に提供する宿泊プランの企画、広報、販売等に関する事項全般

(2) 利用者の提出書類の確認

(3) その他本事業の実施に必要な事項

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定める。

誓約書

[利用者]

※利用者全員の提出が必要です。

東京都知事 殿

私は、「高齢者を感染から守る宿泊施設への滞在支援事業」を利用するにあたり、以下のことを誓約します。(□欄にチェックしてください。)

次の①または②のいずれかに該当します。(①または②のいずれかにチェック)

- ① 宿泊時に都内在住の65歳以上で、同居人(※)がいます。
※同居人のうち少なくとも1名は本事業を利用しない者です。
- ② 上記の者の介助等の付き添いで、都内在住です。

- 陰性証明や検査キットによる検査結果により陰性であることを確認しています。

- 宿泊施設の利用期間中、感染対策を遵守します。

- チェックインの際に検温をするほか、チェックアウトまで毎日1回は検温を実施します。

- 宿泊施設の利用期間中、食事や日用品の買い物以外では基本的に宿泊施設からの外出を控えます。

- チェックイン時には本誓約書を、チェックアウト時には宿泊報告書を宿泊施設に提出します。

- 宿泊施設の約款を遵守します。
※ 宿泊期間の途中で利用を中止することとなった場合、利用のなかった日数分について、正規料金に基づくキャンセル料を支払います。

上記について事実との相違がなく、虚偽の申告でないことを誓約します。

年 月 日

氏 名 (自署)

* 都内市区町村、東京都等では、3回目のワクチン接種を実施しています。
早期接種のご検討をお願いします。

宿泊報告書

[利用者]

※利用者全員の提出が必要です。

「高齢者を感染から守る宿泊施設への滞在支援事業」の利用による宿泊について、以下のとおり報告します。

【注】本報告書は、チェックアウト時に必ず宿泊施設のフロントにご提出をお願いします。提出できなかった場合、後日宿泊施設に郵送してください。

氏名（自署）	
利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
検温の実施状況 （日付・実施回数）	
今回プランを利用した感想	<input type="checkbox"/> 満足している <input type="checkbox"/> やや満足している <input type="checkbox"/> やや不満 <input type="checkbox"/> 不満 <input type="checkbox"/> どちらでもない
理由 （良かった点、改善すべき点等 をご記入ください。）	
その他自由意見	